

はりに関しては、鉄筋コンクリート造とすることのほか、コンクリートの強度、あばら筋比、はりの丈、引張り鉄筋比に関する規定がそれぞれ設けられている。なお、ここで規制の対象としているのは、土石等を受ける外壁を支える方向、すなわち外壁と直交する方向に設けられたはりのことである。

・基礎の構造方法

基礎に関しては、イ(3)に規定する控壁による構造形式での基礎とほぼ同じものを設ける。ただし、下記の項目については、イ(3)と異なる項目・数値が規定されている。

- 底盤の厚さ (30cm → 20cm)
- 根入れの深さ (60cm → 50cm)
- 基礎ばりの丈及び引張り鉄筋比、あばら筋比(立上がり部分の補強筋に関する規定に代えて)
- 布基礎の底盤の幅 (60cm → 110cm)、補強筋の量(布基礎は(vii)、それ以外は(vi)による)及び緊結に関する規定

上記の仕様規定の概要を図3.11-3に示す。

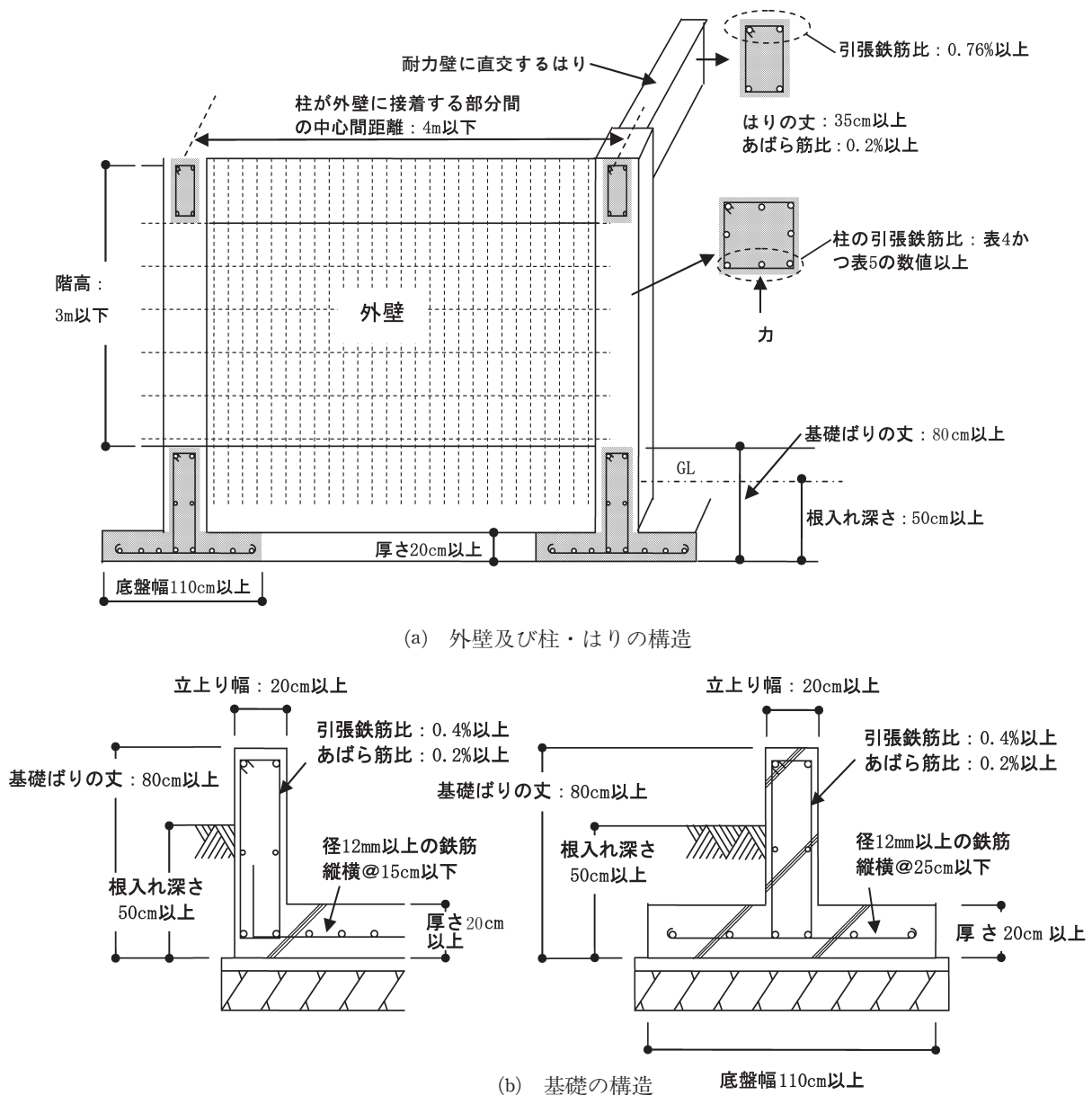


図3.11-3 第2第一号ロ(ラーメン架構による場合)の構造¹⁷⁾